

銚子労基署たより

令和5年2月1日発行
銚子労働基準監督署

工場内における火災が複数事業場で発生しています

(1) 管内の労働災害発生状況

銚子労働基準監督署管内(銚子市、旭市、匝瑳市、東庄町)における令和3年の労働災害発生件数(休業見込み4日以上)の件数。以下同じ)は190件(新型コロナウイルス感染症によるものを除く。以下同じ)と過去5年間で最多となりました。また、銚子監督署では令和4年の労働災害発生件数の目標値を133件以下としていましたが、同年12月31日までに届け出られた件数は161件で対前年比17件減とはなったものの、目標の件数を大幅に超過してしまいました。

現在、令和5年度を初年度とする第14次労働災害防止計画の策定に向けた検討が進められていますが、事業場の皆様におかれましては、労働災害の防止に向けた取り組みを引き続き積極的に進めていただくようお願いいたします。

業種	令和2年・3年(確定)				令和3年・4年(12月末)			
	令和2年	令和3年	対前年増減	増減率(%)	令和3年	令和4年	対前年増減	増減率(%)
食料品製造業	32	33	1	3.1	34	27	-7	-20.6
[水産食料品製造業]	17	14	-3	-17.6	15	15	0	0.0
繊維・繊維製品製造業	1		-1	-100.0			0	0.0
木材・家具製品製造業		1	1	0.0			0	0.0
紙等製造・印刷製本業		1	1	0.0	1	1	0	0.0
化学工業	4	9	5	125.0	8	9 [1]	1	12.5
窯業・土石製品製造業	1	4	3	300.0	4	2	-2	-50.0
鉄鋼・非鉄金属製品製造業		3	3	0.0	3	1	-2	-66.7
金属製品製造業	14	8 [1]	-6	-42.9	7 [1]	7	0	0.0
一般機械器具製造業	1		-1	-100.0			0	0.0
電気機械器具製造業	2	3	1	50.0	3	1	-2	-66.7
輸送用機械器具製造業			0	0.0		1	1	999.9
電気・ガス・水道業			0	0.0			0	0.0
その他の製造業	6 [1]	2	-4	-66.7	2	4	2	100.0
小計	61 [1]	64 [1]	3	4.9	62 [1]	53 [2]	-9	-14.5
建設業			0	0.0			0	0.0
土木工事業	8	7	-1	-12.5	6	3	-3	-50.0
建築工事業	16 [1]	9	-7	-43.8	8	9 [1]	1	12.5
[木造建築工事業]	3	2	-1	-33.3	2	1 [1]	-1	-50.0
その他の建設業	4 [1]	9	5	125.0	8	7	-1	-12.5
小計	28 [2]	25	-3	-10.7	22 [0]	19 [2]	-3	-13.6
運輸業			0	0.0			0	0.0
運輸交通業	9	19	10	111.1	17	12	-5	-29.4
[道路貨物運送業]	7	17	10	142.9	15	12	-3	-20.0
陸上貨物取扱業			0	0.0		2	2	999.9
小計	9	19	10	111.1	17 [0]	14 [0]	-3	-17.6
農林業	6	7	1	16.7	6	5	-1	-16.7
畜産・水産業	6	4	-2	-33.3	4	10 [3]	6	150.0
商業	18	30	12	66.7	28	17 [1]	-11	-39.3
[小売業]	16	21	5	31.3	19	14 [1]	-5	-26.3
通関業	10	7	-3	-30.0	7	5	-2	-28.6
接客サービス業	54 [1]	31 [15]	-23	-42.6	31 [15]	94 [72]	63	203.2
[社会福祉施設]	50 [1]	17 [5]	-33	-66.0	17 [5]	56 [40]	39	229.4
旅客運送業	13	2	-11	-84.6	3	6 [1]	3	100.0
[旅館業]	5		-5	-100.0		1	1	999.9
[飲食店]	8	2	-6	-75.0	2	3	1	50.0
[ゴルフ場]			0	0.0		1	1	999.9
娯楽・サービス業	7	6	-1	-14.3	4	4	0	0.0
上記以外の事業	10	10	0	0.0	9	14 [1]	5	55.6
小計	112 [1]	86 [15]	-26	-23.2	82 [15]	140 [10]	58	70.7
合計	222 [4]	205 [15]	-17	-7.7	193 [15]	241 [10]	48	24.9

(2) 工場内における火災に要注意!

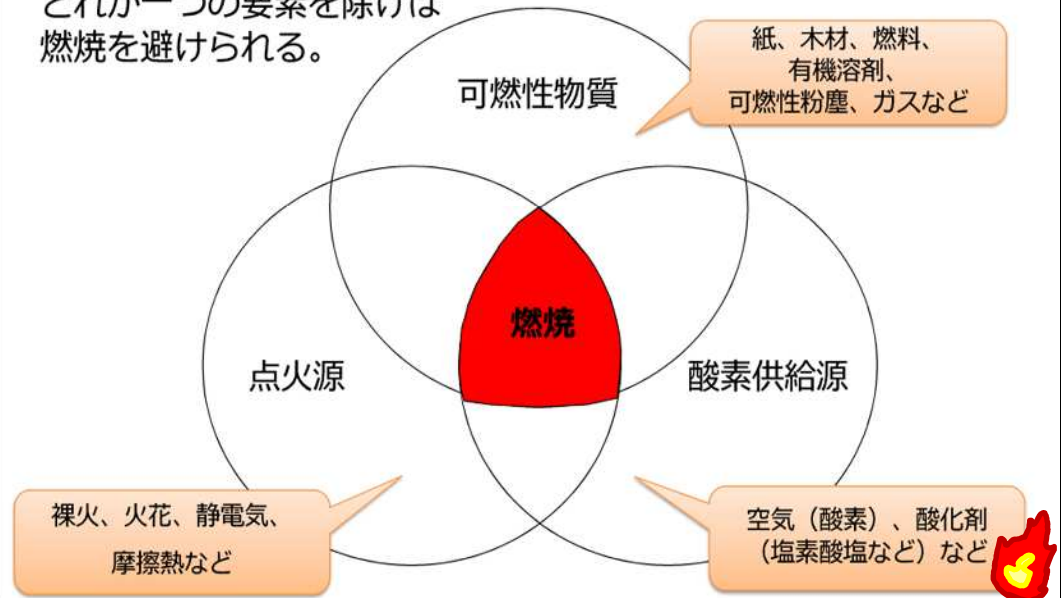
令和4年度、銚子労働基準監督署管内(銚子市・旭市・匝瑳市・東庄町)では、複数の工場で火災が発生しました。

火災はなぜ発生するのでしょうか。火災は、右の図のような**燃焼の3要素**により発生していると考えられています。ここから考察される防止対策としては、右の3つの輪(可燃性物質、点火源、酸素供給減)を近づけさせないようにすることが大切です。

銚子労働基準監督署管内で発生した火災の特徴として、「可燃性物質が化学物質である」ことが多いのですが、ここでは厚生労働省の職場のあんぜんサイト「火災等のリスクアセスメントのためのスクリーニング支援ツール」を紹介します。「はい」、「いいえ」で答えるだけの簡便なシステムですので是非一度ご活用ください。

燃焼の3要素

次の条件が同時に満たされるときに燃焼する。どれか一つの要素を除けば燃焼を避けられる。



(3) エイジアクション 100 で職場環境をチェック！

現在少子高齢化に伴い、全国の労働者の特に65歳以上の割合が年々増加しています（総務省の労働力調査による）。

このような中で、**労働災害の約半数は50歳以上が占める**など、50代から、労働災害防止等に向けて、効果的な取組を実施するべきであると考えられます。

右のチェックリストは一例ですが、「エイジアクション100」では、**事業場内の安全と健康確保のために必要な事項をチェックすることができます**。ぜひ一度ご活用ください。

<エイジアクション 100>



IV 高齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト

番号	チェック項目 (100の「エイジアクション」)	結果	優先度
1 高齢労働者の戦力としての活用			
1	高齢労働者のこれまでの知識と経験を活かして、戦力として活用している。		
2 高齢労働者の安全衛生の総括管理			
(1) 基本方針の表明			
2	高齢労働者の対策も盛り込んで、安全衛生対策の基本方針の表明を行っている。		
(2) 高齢労働者の安全衛生対策の推進体制の整備等			
3	高齢労働者の対策も盛り込んで、安全衛生対策を推進する計画を策定している。		
4	加齢に伴う身体・精神機能の低下による労働災害発生リスクに対応する観点から、高齢労働者の安全衛生対策の検討を行っている。		
5	高齢労働者による労働災害の発生リスクがあると考える場合に、相談しやすい体制を整備し、必要に応じて、作業内容や作業方法の変更、作業時間の短縮等を行っている。		
3 高齢労働者に多発する労働災害の防止のための対策			
(1) 転倒防止			
①	つまずき、踏み外し、滑りの防止措置		
②	通路の十分な幅を確保し、整理・整頓により通路、階段、出入口には物を放置せず、足元の電		

(4) 騒音障害防止、できていますか？

騒音は、騒音性難聴の原因となることから、厚生労働省では、各事業場において実施すべき騒音障害防止対策を体系化し、騒音作業に従事する労働者の健康障害防止を推進するとともに、事業主へ騒音レベルの低減化を促すため、「騒音障害防止のためのガイドライン（平成4年10月1日付 基発第546号）」を策定しています。

銚子監督署で実施する立ち入り調査において、事業場が実施している定期健康診断の結果を確認すると、**聴力に所見がある労働者が在籍しているにもかかわらず、事業場内の騒音による健康障害防止のための対策を十分講じていない状況が複数認められました**。

右のガイドライン解説パンフレットを参考に、騒音による健康障害防止のための取り組みを行いましょう！



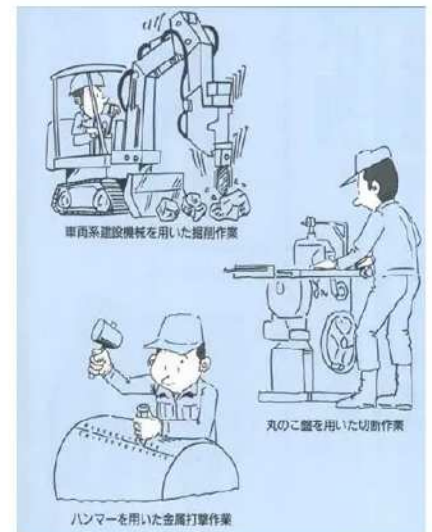
<「騒音障害防止のためのガイドライン」解説パンフレット>



「騒音障害防止のためのガイドライン」

解説パンフレット

大きい音にさらされ続けると、耳の機能が損なわれて難聴になることがあります。
職場での騒音から耳をまもり、騒音性難聴を予防しましょう。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R2.4)

(5) 同一労働同一賃金とは？

同一労働同一賃金の導入は、同一企業・団体におけるいわゆる**正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）**と**非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）**との間の**不合理な待遇差の解消を目指すもの**です。同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消の取組を通じて、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようになります。厚生労働省の特集ページでは、5分で学べる動画コンテンツや「同一労働同一賃金ガイドライン」を掲載しています。本ガイドラインでは、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのか、**原則となる考え方と具体例**を示したものです。取り組みの参考にしてください。



<同一労働同一賃金特集ページ>

